

# 日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

## MPIのFAQ解説

### 「使用感の異なる外用剤のジェネリック変更について」

日医工株式会社 学術部

作成：（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345 寺坂裕美  
日医工医業経営研究所（日医工MPI）

監修：（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4463 菊地祐男

資料No.20170830-470



日医工MPIでは、直接のお問い合わせはお受けしていません。ご質問等は日医工MRにお尋ねください

日医工株式会社

## 外用剤のジェネリック変更について



Q: 一般名（一般名コード）は同じなのに、使用感が違う外用剤のジェネリック変更の取り扱いは？

例1（【般】ヘパリン類似物質外用液0.3%） [3339950Q1ZZZ]

- ・ヒルドイドローション（マルホ）は、乳液タイプ
- ・ビーソフテンローション（日医工など）は、化粧水タイプ

例2（【般】ヘパリン類似物質スプレー0.3%） [3339950R1ZZZ]

- ・ヘパリン類似物質外用スプレー（日医工など）は、液状のスプレー
- ・ヘパリン類似物質外用泡状スプレー（ニッターなど）は、泡状のスプレー

一般名で処方された「ヘパリン類似物質外用液0.3%」の処方箋に対し、乳液タイプと化粧水タイプの選択は、患者さんの意向を確認しつつ薬剤師の判断で調剤することができます。

しかし、先発品の「ヒルドイドローション」と書かれた処方箋で、ジェネリック変更不可となっていない場合は「ビーソフテンローション」に変更できるでしょうか？ また使用感の違いはどのように考えるといいでしょうか？

液状のスプレー剤にも、新たに泡状のスプレー剤が発売され、同様の判断が必要になっています。

# 外用剤のジェネリック変更について

## 一般名処方マスタより抜粋（2017年6月16日適用）

区分	一般名コード	一般名処方の標準的な記載	成分名	規格	一般名処方加算対象	例外コード	同一剤形・規格内の最低薬価	備考
外用薬	3339950M1ZZZ	【般】へパリン類似物質軟膏 0.3%	へパリン類似物質	1 g	加算1,2		6.30	
外用薬	3339950N1ZZZ	【般】へパリン類似物質クリーム 0.3%	へパリン類似物質	1 g	加算1,2		6.30	
外用薬	3339950Q1ZZZ	【般】へパリン類似物質外用液 0.3%	へパリン類似物質	1 g	加算1,2		6.30	
外用薬	3339950R1ZZZ	【般】へパリン類似物質スプレー 0.3%	へパリン類似物質	1 g	加算1		16.50	

### <MPI見解>

一般名コードが同じであり、ルール上区別がつかないので、疑義照会なく変更はできると考えます（禁止する規定はない）。

しかし、使用感がはっきり異なるため、初回変更時は念のため処方元への確認をお勧めしています。（変更可であっても銘柄指定の場合や、以前調剤したのから変更されている場合は特に確認した方が良く考えます。）

一般名処方が書かれている処方箋の場合は、薬剤師がどちらを選んでも良いと思いますが、患者さんに使用感の違いを説明することは必要と考えます。

# 一般名処方マスタの「例外コード」について (フェルビナクパップ70mgの非温感と温感を例に)

## 一般名処方マスタより抜粋 (2017年6月16日適用)

区分	一般名コード	一般名処方の標準的な記載	成分名	規格	一般名処方加算対象	例外コード	同一剤形・規格内の最低薬価	備考
外用薬	2649731SAZZZ	【般】フェルビナクパップ70mg (10×14cm非温感)	フェルビナク	10cm×14cm1枚	加算1,2	例外コード	13.70	
外用薬	2649731SBZZZ	【般】フェルビナクテープ70mg (10×14cm非温感)	フェルビナク	10cm×14cm1枚	加算1,2	例外コード	13.70	
外用薬	2649731SCZZZ	【般】フェルビナクパップ70mg (10×14cm温感)	フェルビナク	10cm×14cm1枚	加算1	例外コード	13.70	
外用薬	2649731SDZZZ	【般】フェルビナクテープ70mg (10×14cm温感)	フェルビナク	10cm×14cm1枚	加算1	例外コード	13.70	該当

2649731SAZZZ フェルビナクパップ70mg (非温感) の一般名コード

└→左から9桁目 (ZZZの直前) がアルファベットになっている場合は「例外コード」が存在する。

「2649731S\*ZZZ」の場合は、A：非温感パップ剤、B：非温感テープ剤、C：温感パップ剤・・・

使用感の違いなどで、一般名 (一般名コード) を新たに区別することが必要になった場合は、例外コード (左から9桁目がアルファベット) により区別する仕組みがあります。

# 一般名処方マスタの「例外コード」について (フェルビナクテープ70mgの非温感と温感を例に)

## 一般名処方マスタ (例外コード) より抜粋 (2017年6月16日適用)

区分	一般名コード	一般名処方の標準的な記載	成分名	規格	薬価基準収載医薬品コード	品名	メーカー名	診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品	先発医薬品	同一剤形・規格の後発医薬品がある先発医薬品	薬価	経過措置による使用期限	備考
外用薬	2649731SBZZZ	【般】フェルビナクテープ70mg (10×14cm非温感)	フェルビナク	10cm×14cm1枚	2649731S1127	フレックステープ70mg	久光製薬	後発品			13.70		
		2649731S1151			ファルジーテープ70mg	ニプロファーマ	後発品		13.70				
		2649731S1178			フェルビナクテープ70mg「EMEC」	救急薬品工業	後発品		13.70				
		2649731S1194			スミルテープ70mg	三笠製薬	後発品		13.70				
		2649731S1232			セルタッチテープ70	帝國製薬	先発品	○	20.70				
外用薬	2649731SCZZZ	【般】フェルビナクパップ70mg (10×14cm温感)	フェルビナク	10cm×14cm1枚	2649731S1224	フェルナビオンパップ70	岡山大鵬薬品	後発品			13.70		
外用薬	2649731SDZZZ	【般】フェルビナクテープ70mg (10×14cm温感)	フェルビナク	10cm×14cm1枚	2649731S1240	フェルナビオンテープ70	岡山大鵬薬品	後発品			13.70	H30.3.31まで	

例外コードは、一般名処方マスタに「例外コード品目対照表」として、別シートで添付されている。  
青枠内の5銘柄は、「2649731SBZZZ」非温感テープ剤であることを示している。

### <MPI見解>

例外コードの仕組みが用意されているため、新たに使用感の違う製剤が発売された場合でその区別が必要と判断されれば、例外コードが適用される可能性は高いと考えます。

例外コードが未設定の場合で一般名コードで区別できない状態であれば、ルール上は変更調剤可能と考えますが、P3のMPI見解も参照ください。